

平成 26 年 4 月 28 日
北海道管区行政評価局

国民健康保険料(税)の軽減措置についての周知を徹底してほしい

－当局の調査結果及び行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省北海道管区行政評価局（局長：茂垣栄一^{もがきえいいち}）は、次の行政相談を受け、実情を調査するとともに、行政苦情救済推進会議（座長：弁護士 曾根理之^{そねまさゆき}）に諮り、「軽減措置の対象となる人が、説明がなかったために軽減措置の手続ができなかったという喪失感があると思うので、窓口においては一層丁寧な周知が必要である。」などの意見を踏まえ、本日、北海道労働局に対してあっせんを行いました。

【行政相談の要旨】

平成 24 年 7 月に離職し、協会けんぽの健康保険任意継続手続を行った。その後、倒産などで職を失った失業者（いわゆる非自発的失業者）に対する国民健康保険料（税）の軽減措置制度が平成 22 年 4 月に創設されていることを知ったが、ハローワークでの離職の手続時や雇用保険受給説明会、協会けんぽでの任意継続の手続時、国民健康保険の相談をした市のいずれの窓口でも説明がなかった。

このため、国民健康保険の軽減措置を受けた場合と比較して、平成 24 年 7 月から 25 年 6 月までの 1 年間で保険料を約 20 万円多く負担する結果になった。

軽減措置制度について、窓口における周知徹底を図ってほしい。

【当局の調査結果】

1 非自発的失業者に対する国民健康保険料(税)の軽減措置

厚生労働省は、いわゆるリーマンショックによる失業者の増大等を受けて、平成 22 年 4 月から、非自発的失業者に対する国民健康保険料（税）の軽減措置制度（以下「軽減措置」という。）を創設

軽減措置の内容は、離職の翌日から翌年度末までの間、前年度の給与所得を一律に 30/100 とみなして国民健康保険料（税）を算定

（注）非自発的失業者とは、倒産・解雇による離職者（特定受給資格者）、又は、雇い止めなどによる離職者（特定理由離職者）

2 厚生労働省のハローワークに対する軽減措置の周知に係る指示内容

この軽減措置については、制度を所管している厚生労働省保険局から地方公共団体に対して通知されるとともに、同省職業安定局に対して周知の協力依頼があり、これを受けた同局から都道府県労働局に対し、ハローワークにおいて、受給資格者全員を対象とし、雇用保険受給説明会における必須説明事項として、「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり」に記載されている内容の範囲内で当該軽減措置に関する説明を行うよう文書で指示

3 ハローワークにおける周知の現状等

非自発的失業者に対する軽減措置に係る周知状況について、道内のハローワーク 22 か所のうち 11 か所から聴取したところ、全てのハローワークで受給資格決定時における受給資格者に対し、軽減措置の内容が記載されている「受給資格者のしおり」が配布されているが、軽減措置に係る説明状況をみると、ハローワーク 2 か所において、雇用保険受給説明会等で軽減措置の説明を行っていないなど周知の徹底が不十分

4 国民健康保険の窓口における意見

札幌市（10 区役所）、千歳市及び滝川市の国民健康保険窓口から聴取したところ、ハローワーク等で事前に周知が徹底されると、軽減措置の対象となる者への国民健康保険料（税）の説明が行いやすくなるとの意見を有しているものが 5 機関

【北海道労働局に対するあっせん】

ハローワークが雇用保険受給説明会等において行う国民健康保険料（税）の軽減措置の周知について、対象となる者に周知不足が生じない方法を検討し、その方法により周知の徹底を図るようハローワークを指導すること。

(参 考)

【行政苦情救済推進会議とは】

- 行政苦情救済推進会議は、総務省に申し出られた行政に関する苦情のうち、判断の難しい問題や地域で重要な問題等の改善方策等について高い識見を有する公正な第三者による国民的立場からの意見を提言してもらい、当該問題の的確かつ効果的な処理を推進することを目的として、総務省本省及び全国 12 か所の管区行政評価局・行政評価事務所に設けられている機関
- 北海道管区行政評価局では、昭和 56 年 8 月から開催

〔行政苦情救済推進会議の構成メンバー〕

(座長) 曾 根 理 之 (弁護士、恵庭市教育委員長)
高 田 敏 春 (札幌商工会議所常務理事、事務局長)
中 田 和 子 (北海道女性団体連絡協議会会長)
森 恵美子 (北海道行政相談委員連合協議会会長)
原 田 伸 一 (北海道新聞社常務取締役)
神 谷 章 生 (札幌学院大学教授)
宮 脇 淳 (北海道大学公共政策大学院教授)

(問合せ先)

北海道管区行政評価局

首席行政相談官：小林 浩二こばやし こうじ

電 話：0 1 1－7 0 9－1 8 0 3 (直通)

F A X：0 1 1－7 0 9－1 8 4 2

E-mail：hkd32@soumu.go.jp